

秋田県条例第三十七号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例（昭和三十七年秋田県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「五、四三二人」を「五、三一人」に改め、同条第二号中「三五四人」を「三四一人」に改め、同条第三号中「一一三人」を「二〇八人」に改め、同条第四号中「三六〇人」を「三五五人」に改める。

第二条第一号（一）中「二、一六四人」を「二、一二九人」に改め、同条第三号（一）中「二七人」を「二六人」に改める。

第三条第一号中「九八七人」を「九九六人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。